

大館市特定居住支援法人の指定等に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 法第28条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特定居住支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- （1）定款
- （2）法人登記事項証明書
- （3）役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- （4）法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- （5）前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- （6）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- （7）特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- （8）法第29条各号に規定する業務に関する計画書
- （9）業務に関し参考となるその他の書類

（支援法人の指定）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第28条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- （1）申請者が、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定居住の促進を図る活動を目的とする会社であること。
- （2）第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者でないこと。
- （3）暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- （4）役員に欠格事由に該当する者がいないこと。
- （5）業務の内容が法第29条に規定されたものであること。
- （6）業務の適正な遂行に必要な体制・措置が講じられていること。
- （7）適切な経理的基盤を有していること。
- （8）その他市長が必要と認める条件を有していること。

2 市長は、前項の規定による指定を行った場合、特定居住支援法人指定書（様式第2

号)により申請者に通知するとともに、法第 28 条第 2 項に基づき遅滞なく当該法人の名称、所在地等を公示するものとする。

(名称等の変更)

第 4 条 法第 28 条第 3 項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第 3 号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第 4 号)を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第 5 条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第 5 号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による廃止届出を受けたときは、法第 28 条第 1 項に基づき指定を取り消すとともに、遅滞なく当該法人の名称、所在地等を公示するものとする。

(事業の報告)

第 6 条 支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は事業年度終了後、遅滞なく事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第 7 条 市長は、法第 30 条第 2 項に基づき、業務が適正に実施されていないと認めるときは、業務運営の改善に関する必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(指定の取消し)

第 8 条 市長は、法第 30 条第 3 項により、支援法人が改善命令に違反したとき、又は不正に指定を受けた場合、その他第 3 条に規定する要件を満たさなくなったときは、指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを行う場合は、指定取消書(様式第 6 号)により通知するものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 26 日から施行する。